営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

令和３年３月31日

国土交通省大臣官房会計課長　中田　裕人

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長

上野　純一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　競争参加資格の再認定の申請ができる者

⑴　改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく令和３・４年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。

［注］

経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。同様に事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」（昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙）第２第２項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月４日付け建設省営管第459号）第２第２項に規定する審査対象者をいう。）全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りでない。

⑵　令和３・４年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望するものであって建設業法第３条の規定による許可を受けていない者。

2　再認定の受付時期及び場所

令和３年４月１日から令和３年９月30日までの間に、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。以下同じ。）の別記１に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記１に定める提出場所において、申請を受け付ける。

3　再認定の申請の方法

⑴　申請書等の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」等の各種様式は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/chisei/index.html

⑵　申請書等の提出方法　申請者は、持参又は郵送により次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとする。

①　１⑴に該当する者

イ）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式①－１及び①－２）

ロ）申請者が、ニ）に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別（競争参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）に分割して申請するとき又はニ）に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表（様式②）

ハ）業態調書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その１）（様式③－２）

ニ）総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものでかつ、経営事項審査の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

ただし、再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、旧基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、イ）（様式①－１）、ハ）及びニ）を提出するものとする。

②　１⑵に該当する者

イ）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式①－１及び①－２）

ロ）業態調書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その１）（様式③－２）

ハ）規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類

ニ）規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類

ホ）規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類

ヘ）規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類

ただし、再認定の申請に係る規則第19条の４第１項第１号、第２号又は第３号に掲げる書類の事業年度が当初の認定に係る同書類の事業年度と同一である場合においては、イ）（様式①－１）及びニ）のうち経営規模等評価申請書の別紙二及び別紙三に準ずる書類を提出するものとする。

4　競争参加資格の再認定

次に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（１⑵に該当する者については、これに準ずる項目）について審査を行い、主観的事項（特別事項）の項目と併せ総合点数を付与し、希望工事種別ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して再認定する。

客観的事項（共通事項）

①　競争参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

②　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日において建設業に従事する職員で告示第一の三の１㈠から㈥までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は２までとする。）

③　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

④　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目

5　再認定の結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

6　再認定を受けた競争参加資格の有効期間

再認定の日から令和５年３月31日までとする。

別記１　本店所在地及び提出場所　［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　国土交通省東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３－１－１仙台合同庁舎Ｂ棟（電話022―225―2171））